



## ＜誓約内容＞

- ア 入国時に提示する、①出国前検査証明又はその写し、②ワクチン接種証明書の写しは、その内容に不実の記載がないこと。また、待機期間短縮のために自主的に受けた検査の陰性の結果を、厚生労働省入国者健康確認センターに届け出る場合は、その内容に不実の記載がないこと。
- イ 厚生労働省検疫所が指定した日数、検疫所が確保する宿泊施設で待機すること。また、宿泊施設までの移動及び、宿泊施設滞在中においては、厚生労働省の指示に従うこと。
- ウ 入国後、指定の待機期間が終了するまでの間、
- ① 検疫に提出した質問票に記載の待機場所又は検疫所が確保する宿泊施設で待機すること。なお、やむを得ない理由により待機場所を変更する必要がある場合は、厚生労働省入国者健康確認センターに相談すること。
  - ② 他者との接触を行わないこと。
  - ③ 公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと（入国時の検疫での検査から24時間以内の自宅又は宿泊施設への移動は除く）。
  - ④ 保健所から感染拡大防止に必要な事項を求められた場合には応じること。
- エ 入国時に、厚生労働省が指定するアプリをインストールし、
- ① 入国後、指定の待機期間が終了するまでの間、厚生労働省入国者健康確認センターに健康状態の報告を行うこと。
  - ② 入国後、アプリに待機場所を登録し、アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行うこと。
  - ③ アプリを通じて厚生労働省入国者健康確認センターから連絡が来た場合には、携行するスマートフォンのカメラをオンにして応答すること。
- オ 誓約内容の遵守について、厚生労働省や出入国在留管理庁など関係当局からの連絡や調査に誠実に対応すること。正当な理由なくこれらに応じないことや、調査を拒み、妨げ、虚偽の報告等を行うことは誓約違反となり得るものであること。
- カ 入国後、指定の待機期間が終了するまでの間に有症状となった場合、速やかに医療機関を受診すること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。
- キ 入国後に陽性となった場合、保健所の調査に協力すること。
- ク 感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）に努めること。
- ※ 誓約書を提出していただけない場合は、検疫所が確保する宿泊施設において、指定の待機期間待機していただくこととなります。